

令和8年度

第1回 浜松市立豊岡小学校
学校運営協議会

令和8年5月14日(木)

4月9日(木)
入学式

4月25日(土)
参観会

浜松市立豊岡小学校

日 程

- ◇ 日程説明 13:15～ ≪相談室≫
- ◇ 授業参観 13:20～14:05 ≪各教室≫
- ◇ 運営協議会 14:10～15:30 ≪相談室≫

- 1 開催要件の確認
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 新規委員任命書交付
- 5 自己紹介（委員、オブザーバー、学校職員、CSディレクター）
- 6 浜松市学校運営協議会規則確認
- 7 議長の選出
- 8 前回会議録、令和7年度協議会自己評価の確認
- 9 熟議
 - (1) 学校運営の基本方針について
 - (2) 学校運営協議会の自己目標について
 - (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書（案）について
- 10 連絡
 - (1) 次回以降の開催日時

第2回 9月18日（金） 13:15～15:30

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 豊岡小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年1月30日（金）13：15～15：45
- 2 開催場所 豊岡小学校 相談室
- 3 出席委員 中川秀三 鈴木登志郎 大津和也 野末のぞみ 相曾司 細川健太郎
奥田真理 疋田和俊 山田万祐子
- 4 欠席委員 なし
- 5 オブザーバー 三方原協働センター 夏目聖
- 6 学校 泉澤伸広（校長）大村幸代（教頭）池谷崇仁（主幹）宮崎祐実
- 7 教育委員会 なし
- 8 傍聴者 なし
- 9 会議録作成者 CSディレクター宮崎祐実
- 10 議長の選出 司会から議長の選出について委員に意見を求めたところ、多くの委員より大津委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

11 協議事項

- (1) 学校評価の確認と学校関係者評価の検討
- (2) 来年度の学校運営の基本方針
- (3) 学校運営協議会の自己評価

12 会議記録

教頭より、委員数9人のうち全員の出席があり過半数に達しているため会議が成立している旨の報告があった。

(1) 学校評価の確認と学校関係者評価の検討

議長の指示により、池谷主幹から別紙資料に基づきアンケートの集計結果の報告が行われ、委員からは以下の発言があった。

- ・ 児童と教職員のICTの意識に対して肯定的回答の数字の差が気になる。この数字の差が縮まるような支援が必要だと感じた。（山田委員）
- ・ ICTはそんなにこだわらなくても、将来的にみんな使えるようになるのではないか。5教科の勉強に時間をもっと費やしたほうがいいのではないか。（鈴木委員）
- ・ 今では様々な試験もPCを使っているので最低限使えるようにすることは必要だと思う。ただICTにこだわらず本を読んだりすることも大切。（中川委員）
- ・ 生成AIが広がっているが、生成AIに感情はないよ、と子ども達に伝えていかなければならない。（鈴木委員）
- ・ タブレットの持ち帰りに必要性を感じないが、今後はどうなっていくのか心配をしている。（奥田委員）
- ・ 効率よくできるものはICTを使っていきたい。将来子供たちが社会に出たときに困らないように一定のレベルまでは引き上げていきたい。生成AIも徐々に子どもたちにも普及していくと思うが使い方によってはリスクもあるので、保護者の方とも相談しながら一緒に考えていきたい。タブレット持ち帰りはリスクもあるので現時点では持ち帰る予定はないが、こちらも慎重に考えていきたい。（校長）
- ・ 校長先生や教頭先生の生の声をもっと届けてほしい。新しい事をした方が思いが届く気がする。（山田委員）

- ・ いつ話すか、どこで発信するか検討していく。(校長)
- ・ 「対話力」とはどのようなことをして力を付けているのか。(大津委員)
- ・ 相手の話を聞いて、自分の意見を言うことができるようにスキルをアップさせていきたい。各教科の授業でタイアップしながら力をつけていきたい。(校長)
- ・ 防災に関して、防災の知識はあっても実際に出来ていない子どもが多いので、実際のイメージをしっかりと身につけたほうがいいのではないか。(夏目さん)
- ・ 防災ノートはどのように活用しているのか。(大津委員)
- ・ 3学期に抜き打ちで校内防災訓練をしてみたが、出来ている点と出来ていない点が浮き彫りになった。防災ノートはタブレットに入っているので、チェックしながら防災力をつけていきたい。(校長)

熟議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(2) 来年度の学校運営の基本方針

議長の指示により、校長から別紙資料に基づき来年度の学校運営の基本方針の説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ ソーシャルスキルトレーニングの実施とあるが、まずは先生たちを先に研修してから子供たちに指導するべきではないか。(鈴木委員)
- ・ 教職員にも各自研修に参加させている。他県の学校での研修もあり、良い部分は取り入れて教職員もレベルアップさせていく。1学期は教員の指導に力を入れ、そこから徐々に子供たちに伝えていく。(校長)

熟議の結果、全員意義なくこれを承認した。

(3) 学校運営協議会の自己評価

議長の指示により、教頭から別紙資料に基づき自己評価の集計結果の報告が行われた。

議長より本年度の目標として、浜松、三方原の地域の歴史ある行事(例・三方原音頭)にも積極的に取り組み、地域愛の育成に努めていきたいと思いますとの発言があった。

熟議の結果、全員意義なくこれを承認した。

13 報告

(1) コミュニティスクールの活動報告

お気軽座談会は多くの方に立ち寄っていただいた。また今年初めて開催し「遠足安心安全ボランティア」には多くの方が参加してくれた。来年度も継続して続けていきたい。(山田委員)

(2) 夢育やらまいかCS加算分の活動について

議長の指示により、教頭から別紙に基づき夢育やらまいかCS加算分の活動の報告があった。

14 連絡

来年度の学校運営協議会は、5月14日を予定している旨が教頭よりあった。

(様式1)

学校番号 (小・中) 35)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(豊岡小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

それぞれの委員の得意分野を基に議論できる関係性と雰囲気を維持し校長の強い思いを基に協議会の委員として発信していく。

学校運営協議会の活動について、PR方法や活動報告方法等の改善を熟議し、取り組む。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

・ 校長によるグランドデザインの説明を聞き、学校運営基本方針についても十分に熟議する事ができた。

・ 会議時間が足りないくらい活発な意見が出ており、委員と学校のやり取りも深いところまで落とし込んで議論できた。

・ 本校の強み、弱みについて現状把握を行い、課題や改善点の洗い出しを行うことができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

・ 学校の教育目標と学校支援活動との繋がりを意識して、協議会で協議を重ねることができた。

・ 校長先生が現時点での学校の問題点をしっかり提示してくださったことでそれに対し委員それぞれの立場からの意見や思いを共有できた。

・ 学校の示す方向性、姿勢に納得ができ理解できたため、校長及び学校の意向に沿った方針となり熟議を進める事ができた。

・ 学校と家庭と地域の役割分担が明確になり、ボランティア活動についても人材活用が表面化されてきている。ただ共有、連携という点では引き続き課題が残る。

・ 学校運営の方針、具体策と、学校支援との繋がりがより意識化出来るとさらに良い。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ・協議会での協議結果を踏まえて、コーディネーターの方のコミュニティスクール、座談会の機会に参加し、保護者の方の意見交換交流をする事ができた。
- ・『フロンティア』など広報誌の発行により学校運営協議会での検討内容がオープンになっており、地域の学校の為に集まる大人達の存在が保護者に伝わるよう努力しているため、充分に行ったと思う。
- ・一部の方は興味関心を示してくれているが全体への周知としてより良い発信方法を検討していきたい。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

それぞれの委員の得意分野を基に議論できる関係性と雰囲気を維持し、校長の強い思いを基に協議会の委員として発信していく。

学校運営協議会の活動について、PR方法や活動報告方法等の改善を図り、浜松・三方原の地域愛の育成に努めていく。

令和8年度 浜松市立豊岡小学校 グランドデザイン

浜松市が目指す子供の姿 (第4次教育総合計画)

- ◎ 自分らしさを大切にすることも
- ◎ 他者と協働し、主体的に行動できるこども
- ◎ 自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

三方原中学校校区が目指す子供像

志をもって生きる子
～挨拶のできる子
人の話を聴ける子～



校訓

開拓の心

教育目標

やさしい子 チャレンジする子

描く夢や未来の実現

知

楽しい学びと確かな学力

- 基礎学力定着のための朝活動・モジュール学習の実施
 - ・漢字、計算、タイピング練習の場の設定
- 「分かった」を味わうことのできる授業の実施
 - ・自分の考えに自信をもたせる支援 ・考えを広め、深めるための交流の場の設定 ・ICTの効果的な活用
- 教師の授業力向上
 - ・自主研修の推進(授業を見せ合う機会の設定 校外研修への参加) ・ICT研修の実施

学校像

人・モノ・コトとつながり 自分のよさを拓く学校

徳

豊かな心としなやかさ

- 挨拶の大切さを広げる場の設定
 - ・各学級による挨拶リレーの実施
- 人とのかかわり方を考える場の設定
 - ・所属感を高める学級活動や学年集会、児童会活動の実施
 - ・道徳の学習や行事での感想カードの積み上げ
 - ・ソーシャルスキルトレーニングの実地

たくましい心と健やかな体

体

- 運動の楽しさを学ぶ体育科授業・行事の推進
 - ・子供の実態に沿った楽しい体育科の授業及び行事運営
- 成長や健康状態を見つめる健康教育の実施
 - ・保健や食育指導の充実と委員会を主体とした行事の推進

自己肯定感や所属感を高めるために共通理解の下で組織的に取り組む生徒指導
問題行動の未然防止・早期発見対応のために・・・子供理解に努める よさを育てる 社会性を育む
思いやり算の達人を目指す子の育成 < + (助け合う) - (引き受ける) × (声を掛ける) ÷ (いたわる) >

家庭

学校

地域

令和版チーム豊岡小

- 家庭との密な情報共有と顔を合わせた会話の重視
- 地域理解から実践力へつなげる総合的な学習

地域愛の育成

- 地域に広げる挨拶の輪
- 学校ボランティアの募集
- 子供の夢を広げる講座の実施

発達支援教育の理念・キャリア教育の推進(自立に向けた学び)

令和8年度 学校経営基本方針

1 学校経営の基本理念

近年、学校を取り巻く社会の情勢は大きく変化しており、将来の予測が困難な「VUCA (Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性))」の時代と言われている。

このような社会的な変化を乗り越えるために、令和3年に示された「令和の日本型学校教育」では、小学校教育で育てていく資質・能力について以下のように述べられている。

一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。(中教審答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して)

本校では、令和7年度、子供たちが持続可能な社会の創り手となるべき土台作りのために、「自分のよさや可能性を認識」「あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働」この2点の価値の位置づけを基本とし、教育活動を展開してきた。

2030年から実施される次期学習指導要領について、令和7年9月25日に行われた中央教育審議会では、「持続可能な社会の創り手」育成のために以下のような方向性が示された。

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と共同しながら、自らの人生を舵取りすることのできる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、

①「主体的・対話的で深い学び」の実践

②多様性の包摂

③実現可能性の確保

の3つの方向性を踏まえて議論を行う。これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。

学校には、発達傾向のみられる子や国籍、家庭環境、能力等様々な特性や背景をもつ多様な子供が増えてきている。また、発達学級も増加傾向である。この多様な子供たちの深い学びを確かにするためには、子供の成長にかかわるすべての「人・モノ・コト」を「みんな」として、地域が一体となって学校教育にかかわる「社会に開かれた教育課程」の作成を進めることにより、子供は持続可能な社会の創り手となる土台を形成していくことができると考える。

2 本校の実態

(1) 学区の概況等

① 本校は、昭和23年に、地元の人々の熱望により設置された。令和8年度で開校78年を迎える。

② 地元の人々の鍬とモッコ、トロッコによる手作業で整地し、校舎は旧陸軍兵舎を解体し牛車で運び建てられた。敷地の広さは、小学校としては日本一だった。

③ 目標に向かって、あらゆる困苦に耐え、未来を切り開く開拓精神が豊岡小の根幹である。(「開拓の心」－我が校区のあゆみ－ 昭和57年発刊)

④ 地域で子供を育てていこうという思いが強く、学校の教育活動への理解も深い。

(2) 子供の実態

① 何にでも一生懸命取り組むことのできる子供が多い。

② 友達を思い合い、助け合うことができる。

③ 周囲の状況や友達の思いを理解しようとせず、自分の思いのみを優先して行動する子供が多い。

④ 友達の姿に左右され、自分の意思を発言できない子供が多い。

⑤ 思う通りにならないと落ち込み、なかなか立ち直れない子供が多い。

⑥ スマートフォンやゲーム等の情報メディア利用時間が増加傾向の子が多い。

⑦ 母子分離できず、不登校傾向または教室に自分から入れない子供が増えている。

校内就学支援委員会対象：112人 不登校児童：8人

要保護家庭：1人 準要保護家庭：42人 外国につながる児童：26人

(3) 保護者の実態や思い・願い

① 豊岡小に子供が在籍していることに満足感をもっている保護者が多い。

② 子供の学習や運動に取り組む姿勢に不安をもっている。

③ 子供の実態を理解し、その場に合った指導や寄り添った指導の充実を願っている。

④ 保護者間の横のつながりが薄く、問題行動があったとき、自分の子供より、一緒にいた友達のみを非難する傾向がみられる。

3 学校経営方針

(1) 子供は多様な可能性をもっている。 → 自分の良さに気付き、志をもって自分の良さをさらに伸ばそうと自ら切り拓いていく力を育てたい。

(2) 努力が報われない・失敗することもある。 → 自分で自分を励まし、折れることのない強い心を育成し、自立しようとする思いを育てたい。

(3) だれもが友達と仲良くしたいという思いをもっている。 → 多様な友達の存在や失敗を共感的な態度で受け入れ、自分のできることを考え、行動に移す行動力を育てたい。

「楽しい」とは、「好き」を育み、「得意」を伸ばしたとき、自分自身の力で新たな知識を得て「学びの喜び」を実感したとき、自分自身が「役立っている」と感じたときである。と考える。「楽しい」という思いは、進歩の結果に対してあるのではなく、進歩や得意を生み出したときの自分自身にこそ生まれるものである。また、子供が不適切な言動を行った際には、許されない理由をしっかりと理解させることにより、改善につながる。そして、周囲から認め・褒められた時に、自分の進歩への気付きにつながると考える。そこで私たちは、子供の心に「進歩(役立つ)したな」「自分もけっこうやれることが分かった」「自分も捨てたもんじゃない」「人のためになるってうれしい」という思いを実感させていくために、子供の「好きなことをさらに得意にするためのチャレンジ」「苦手なことへのチャレンジ」、「役立つためのチャレンジ」を価値付け、個の実態に応じて、授業や行事、様々な生

活の場面で支援していきたい。そして、子供の日々のチャレンジする姿や「明日も学校へ来たい」という思いもつ姿から、保護者や地域からの信頼を得ていきたい。

この支援体制を構築していくために、教職員は、子供に寄り添い、成長に喜びを感じ、子供と共に「学校って楽しい」と思える集団でありたい。そのためには、まず、一人一人が困難な対応に直面したときでも、前向きな気持ちで、常に改善・向上を目指す姿勢をもつことを心掛けていきたい。悩んだときには、教職員同士で進んで声を掛け、支え合う関係を築いていきたい。そして、日々、やりがいをもって勤務する姿を子供たちに笑顔で示していける教職員集団でありたい。

4 学校教育目標について

「目標に向かって、あらゆる困苦に耐え、未来を切り開く開拓精神は、本校教育の根幹である。」

時代が流れ、この地区は発展を続けているが、地域住民の子供たち及び学校に対する思いは、今も昔も変わらず、この一文は、今後も豊岡小のベースとしていきたい。

そこで、校訓 「開拓の心」のもと、学校教育目標を「やさしい子 チャレンジする子学校～」とする。「やさしい子」「チャレンジする子」は子供たちの合言葉とし、日々の生活の中で、意識して努力させていきたい。

この教育目標具現のために、目指す学校像を「人・モノ・コトとつながり 自分のよさを拓く学校」とする。

5 目指す教職員像

- (1) 子供理解を深め、子供や保護者の心を開く、信頼される教職員
(ほめる、支える、相談にのる 叱る、温かな指導等)
- (2) 子供の目線から、共に悩み・考える教職員
- (3) 自分の得意教科を軸として、子供が学ぶ楽しさを味わうことのできる授業研究を進める教職員
- (4) 前例にとらわれずに、子供や地域の実態に沿った教育活動を創造する教職員
- (5) 悩みを一人で抱え込まずに、相談・解決まで共に考える教職員
- (6) 働き方改革の趣旨を踏まえ、計画的・効率的にすべきことに取り組む教職員

6 学校教育目標を具現化するための課題

- (1) 知「楽しい学びと確かな学力」
 - ① 基礎学力の向上
 - ② ICTの効果的な活用による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成
 - ③ 多様な子供の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供（総合的な学習の在り方）
- (2) 徳「豊かな心としなやかさ」
 - ① 多様な友達を受け入れ、仲良くしていこうとする心の育成
 - ② 明るく・元気なあいさつの推進
 - ③ 前例にとらわれずに、子供、地域の実情に沿った心を育てる学校行事

(3) 体「たくましい心と健やかな体」

- ① 運動習慣の確立
- ② 生活習慣を振り返り、健康づくりへの関心を高める指導の推進

(4) 生徒指導

- ① 家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられていることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大していることへの対応
- ② 子供たちの多様（発達障害傾向の子供やいじめの重大事態、不登校児童数の増加等）な実態の的確な受け止めと問題行動の早期発見・早期対応
- ③ 学校全体での共通理解のもと、同一の指導方針による指導の徹底
- ④ 保護者や関係機関との連携強化

令和8年度

浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針

浜松市立豊岡小学校

浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	4
1	いじめの定義	4
2	いじめの理解	4
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	5
(1)	いじめの未然防止	5
(2)	いじめの早期発見	5
(3)	いじめへの対処	6
(4)	地域や家庭との連携	6
(5)	関係機関との連携	6
第2	いじめの防止等のための対策	6
1	いじめの防止等のための組織	7
(1)	「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	7
(2)	いじめの防止等における教職員の役割	7
2	いじめの防止等に関する取組	8
(1)	豊岡小年間指導計画	8
(2)	いじめの未然防止	9
(3)	いじめの早期発見	10
(4)	いじめに対する措置	11
(5)	関係機関との連携	12
(6)	学校における教育相談体制の整備	12
(7)	教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	12
(8)	いじめが「解消している」状態	13
(9)	「浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	13
3	地域や家庭の役割	13
(1)	地域の役割	13
(2)	家庭の役割	13

第3 重大事態への対処.....	14
1 重大事態の意味	14
(1)生命心身財産重大事態	14
(2)不登校重大事態.....	14
(3)子供や保護者からの申立て	14
2 重大事態の調査組織.....	14
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	15
4 調査結果の提供及び報告	15
5 その他の留意事項.....	15

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇氣をもち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)制度を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省。）」を理解し、「浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任
 - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 原則月1回、定期的開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を行う場合の調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 主幹教諭 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導主任 : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任に関わる教職員 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教

職員の相談に乗ったりする。

ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。

コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 豊岡小年間指導計画

◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	◆校内研修① ・基本方針・組織の確認 ・配慮児童の共通理解 <input type="checkbox"/> 始業式・入学式 ・基本方針の説明 <input type="checkbox"/> 授業開き ・人間関係作り (GE) ・1年間のめあて (CP) ・はままつマナー <input type="checkbox"/> 学活 (学級目標の設定) ◆校内研修② ・1学期の取組について <input type="checkbox"/> 参観会、PTA総会、個別面談 ・基本方針の説明 ◆生徒指導委員会 <input type="checkbox"/> 道徳 (友情・信頼)	夏季 休業 9 <input type="checkbox"/> 2 学期授業開き ・人間関係作り (GE) ・はままつマナー <input type="checkbox"/> 宿泊訓練 (CP) ◆生徒指導委員会 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会 10 ◆校内研修③ ・授業研究、伝え合う力を高め、思考力・表現力を養う <input type="checkbox"/> いじめアンケート <input type="checkbox"/> 児童会活動 ・児童によるイベント <input type="checkbox"/> 音楽発表会 (CP) ◆生徒指導委員会 11 <input type="checkbox"/> 修学旅行 (CP) <input type="checkbox"/> ◆いい声かけデー <input type="checkbox"/> 道徳 (相互理解・寛容) <input type="checkbox"/> 音楽発表会 (CP) <input type="checkbox"/> ストレスマネジメント <input type="checkbox"/> 参観会、情報モラル講座 ◆生徒指導委員会 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会 12 <input type="checkbox"/> 朝活動 <input type="checkbox"/> 学活 ・2 学期の振り返り <input type="checkbox"/> 持久走記録会 ◆いじめチェックシート <input type="checkbox"/> 教育相談 ◆生徒指導委員会 <input type="checkbox"/> 一斉補導	1 <input type="checkbox"/> 3 学期授業開き ・人間関係作り (GE) ・はままつマナー <input type="checkbox"/> 道徳 (公正・公平) <input type="checkbox"/> いじめアンケート ◆教育課程編成 ・基本方針の改定 ・次年度年間指導計画の作成 ◆生徒指導委員会 2 <input type="checkbox"/> 参観会 <input type="checkbox"/> 縦割り活動 <input type="checkbox"/> ありがとう集会 ◆生徒指導委員会 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会 <input type="checkbox"/> 6 年生を送る会 3 <input type="checkbox"/> 道徳 (感謝) ◆次年度への申し送り事項の確認 <input type="checkbox"/> 保幼小連絡協議会 <input type="checkbox"/> 小中連絡協議会 <input type="checkbox"/> 学活 ・年間の振り返り (CP) ◆生徒指導委員会		
5	<input type="checkbox"/> 縦割り ◆校内研修③ ・提案授業と授業改善 ・幼小中連絡会にて情報交換 <input type="checkbox"/> 運動会 (CP) ◆生徒指導委員会 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会				
6	◆朝会 ・命について考える月間 <input type="checkbox"/> はままつマナー <input type="checkbox"/> 道徳 (生命の尊さ) <input type="checkbox"/> いじめアンケート ◆生徒指導委員会 <input type="checkbox"/> 参観会、懇談会 <input type="checkbox"/> 朝活動 (情報モラル)				
7	<input type="checkbox"/> 学活 ・1 学期の振り返り <input type="checkbox"/> 教育相談 ◆生徒指導委員会 <input type="checkbox"/> 一斉補導 <input type="checkbox"/> 民生委員児童連絡会				

[年間]
 ・授業において子供たちに付けさせたい力を学年ごとに設定し、子供たちと共に取り組んでいく。
 ・朝の会や帰りの会で、「よいこと見つけ」の取組を行う。
 ・あいさつリレーの実施
 ・行事等での異学年交流を積極的に行う。

※GE : 構成的グループエンカウンター ※CP : キャリア・パスポート

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「やさしい子 チャレンジする子」の具現化を目指し、「楽しい学びと確かな学力」「豊かな心としなやかさ」「たくましい心と健やかな体」を教育基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組めます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

- ・「命について考える」をテーマにした朝会（校長の話）
- ・「生命の尊さ」をテーマにした道徳科の授業
- ・「命について考える」児童会活動の実施

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
4月 6月	学級活動での学級目標の設定 「命について考える」をテーマにした朝会（校長の話）
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
年間 年間 年間 4月 4月 1学期 学年末	学級や学年における授業のルールについての児童の話合い 学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの周知 各学級、学年単位でのエンカウンター 「あたたかい聴き方・やさしい話し方」の確認 学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート） 各個人のめあての振り返り 授業研究と事後研修（主体的・対話的で深い学びについて） キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
1 学期 6 月	「友情・信頼」をテーマにした道徳科の授業 「生命の尊さ」をテーマにした道徳科の授業
2 学期	「相互理解・寛容」をテーマにした道徳科の授業
3 学期	「公正・公平」をテーマにした道徳科の授業の実施
2・3 月	「感謝」をテーマにした道徳科の授業と児童集会（「ありがとう集会」「6年生を送る会」）、学校行事（卒業式）
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
毎月 6 月	多様性の理解に向けた縦割り活動の実施 「命について考える」児童会活動の実施
1 学期	異学年交流を目的としたクラブ活動の実施
2 学期	多様性について学ぶ総合的な学習の実施と福祉体験（4年）
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
毎月 4・9 月	朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」の取組 各学級、学年単位でのエンカウンター

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：学期に1回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・学校で実施する。

- ・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
- ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。
- ※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。
- ウ 保存
 - ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。
- 面談は次のように実施する。
 - ア 実施時期・実施回数
 - ・定期面談：1学期末は全員実施する。
 - 2学期末は希望者のみ実施する。
 - ※臨時の面談は、必要に応じて随時行う。
 - イ 実施方法・検証
 - ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。
 - ウ 記録の保存
 - ・教職員が得た情報を5年間保存する。
- アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的で開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。
- 法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っで見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然と

した態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。

- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。

(8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立豊岡小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、子供の活動の様子を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ相談するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。

- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話やネットワークを介したゲーム等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和6年12月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

平成 26 年 3 月

平成 29 年 4 月 改定

令和 4 年 9 月 改定

令和 5 年 3 月 改定

令和 6 年 3 月 改定

令和 7 年 3 月 改定

令和 8 年 3 月 改定

(様式1)

学校番号 (小・中 35)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(豊岡小) 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

それぞれの委員の得意分野を基に議論できる関係性と雰囲気を維持し、校長の強い思いを基に協議会の委員として発信していく。

学校運営協議会の活動について、PR方法や活動報告方法等の改善を図り、浜松・三方原の地域愛の育成に努めていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

(様式1)

令和8年5月15日

浜松市立豊岡小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 鈴木 登志郎 様

浜松市立豊岡小学校運営協議会
会長 中川 秀三

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和8年5月14日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 三方原台地の真ん中にある豊岡地区は、三方原馬鈴薯の生産が盛んであり、地域の特産品になっている。特産品となるまでには、先人の努力の積み重ねがある。地域に愛着と誇りをもたせるために、その歴史を学ぶ機会を提供すべきである。
⇒ 3年生の総合的な学習の時間を活用し、三方原台地の開拓から馬鈴薯栽培の仕方まで、地域住民を講師として招聘して学習を進められるようにする。
- ① 自分の地区の特産物を知るために、豊岡小学校の地区でお茶を栽培している農家から話を聞いたり、お茶の入れ方を教わったりする機会を設定すべきである。
⇒ 3・5年生の総合的な学習の時間に地域のお茶屋さんに行って体験をしたり、5年生の家庭科の授業に招聘してお茶の入れ方を教わったりして学習を進められるようにする。
- ② 学校教育目標を具現化するため、人とのかかわり方を考える場の設定や体を動かす楽しさを知る行事の推進を行う機会を設定すべきである。
⇒ 都田総合公園まで、ペア学年や学級で学区を歩き、公園内でそれぞれの活動を進められるような場を設定する。